

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月25日提出

宇治市長 松村 淳子

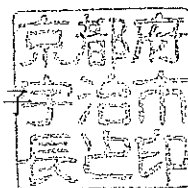
専 決 処 分 書

専決第13号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契約の目的 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
- 2 元契約金額 962,726,600円
- 3 今回変更契約金額 59,579,300円 増額
- 4 変更後の契約金額 1,022,305,900円
- 5 契約の相手方 扶桑管・ウチラ特定建設工事共同企業体
代表者 京都市右京区太秦和泉式部町
12番地
扶桑管工業株式会社
代表取締役 川瀬 貴也

構成員 宇治市広野町東裏79番地
株式会社ウチラ
代表取締役 内良 親正

6 工 事 場 所 宇治市伊勢田町遊田7番地の1

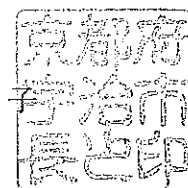
専 決 処 分 書

専決第14号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契約の目的 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事
- 2 元契約金額 677,259,000円
- 3 今回変更契約金額 36,823,600円 増額
- 4 変更後の契約金額 714,082,600円
- 5 契約の相手方 八千代・村井特定建設工事共同企業体
代表者 大阪府中央区森ノ宮中央1丁目1番
38号
八千代電設工業株式会社
代表取締役社長 富永 昌雄

構成員 宇治市五ヶ庄戸ノ内 2 1 番地の 8
村井電気株式会社
代表取締役 村井 十三雄

6 工 事 場 所 宇治市伊勢田町遊田 7 番地の 1

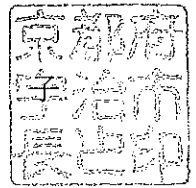
専 決 処 分 書

専決第1号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月6日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、授業中の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 381,552円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

法定代理人親権者父
氏名 [REDACTED]

同母
氏名 [REDACTED]

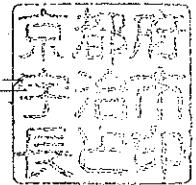
専 決 処 分 書

専決第2号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 893,200円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

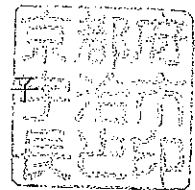
専 決 処 分 書

専決第3号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月22日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 73,700円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

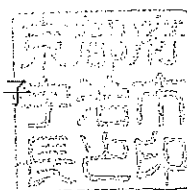
専 決 処 分 書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月2日

宇治市長 松 村 淳 子



損害賠償額の決定について

市は、新生児訪問中の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 4,500円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address information]

氏名

[Redacted name]

法定代理人親権者父

氏名

[Redacted name]

同母

氏名

[Redacted name]

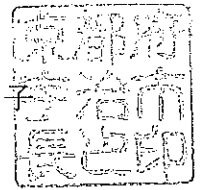
専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月10日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、神明宮西市営住宅4号棟引込分電盤における配線誤りに係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 2,625,168円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

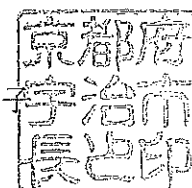
専 決 処 分 書

専決第7号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月19日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）建築工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の目的 | 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）
建築工事 |
| 2 元契約金額 | 319,880,000円 |
| 3 今回変更契約金額 | 26,951,100円 増額 |
| 4 変更後の契約金額 | 346,831,100円 |
| 5 契約の相手方 | 宇治市菟道中筋14番地の7
株式会社下岡建設
代表取締役 下岡 智也 |
| 6 工事場所 | 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1 |